

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第3区分

【発行日】平成29年6月29日(2017.6.29)

【公開番号】特開2016-78200(P2016-78200A)

【公開日】平成28年5月16日(2016.5.16)

【年通号数】公開・登録公報2016-029

【出願番号】特願2014-214475(P2014-214475)

【国際特許分類】

B 25 C 7/00 (2006.01)

【F I】

B 25 C 7/00 Z

【手続補正書】

【提出日】平成29年5月17日(2017.5.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ドライバガイドの打ち込み通路内に供給された打ち込み具をドライバで打撃して射出口から打ち出す打ち込み工具であって、

前記ドライバガイドに、上下動可能にコンタクトアームを備えており、該コンタクトアームは、前記ドライバガイドを内周側に位置させる円筒形状の円筒部を有し、該円筒部の打ち込み方向先端側に当該円筒部よりも小径となる材当接部を有し、該材当接部の内周孔が前記打ち込み通路と同径に設定されて前記射出口とされ、

該材当接部の外周側にノーズアダプタを装着可能であり、該ノーズアダプタの内周側に円環形状を有する金属製の規制部材を備え、該規制部材の内周孔を前記射出口と同径に設定し、又は前記射出口よりも小径に設定した打ち込み工具。

【請求項2】

請求項1記載の打ち込み工具であって、前記ノーズアダプタの外径が前記円筒部の外径に一致している打ち込み工具。

【請求項3】

請求項1又は2記載の打ち込み工具であって、前記ノーズアダプタは打ち込み方向先端側が小径となる形状を有する打ち込み工具。

【請求項4】

請求項3記載の打ち込み工具であって、前記ノーズアダプタは打ち込み方向先端側が小径となる円錐形状を有する打ち込み工具。

【請求項5】

請求項1～4の何れか1項に記載した打ち込み工具であって、前記コンタクトアームの材当接部に前記ノーズアダプタの装着状態を保持する係合部を備えた打ち込み工具。

【請求項6】

請求項1～5のいずれか1項に記載した打ち込み工具であって、前記ノーズアダプタとして、前記規制部材の内径について異なる複数種類のノーズアダプタを選択して装着可能な打ち込み工具。

【請求項7】

請求項1～6の何れか1項に記載した打ち込み工具であって、前記ノーズアダプタとして、前記規制部材の長さについて異なる複数種類のノーズアダプタを選択して装着可能な

打ち込み工具。